

農畜産物輸出拡大施設整備事業 交付金交付要綱の制定について

〔 2 7 生 産 第 2 3 9 4 号 〕
平成 2 8 年 1 月 2 0 日
農林水産事務次官依命通知

この度、農畜産物輸出拡大施設整備事業について、別紙のとおり農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2394号

一部改正 平成30年2月1日付け29生産第1892号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 農林水産大臣は、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）第72条第1項に基づいて行う事業（以下「交付金事業」という。）に要する経費のうち交付金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「交付金対象経費」という。）について、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付金対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

2 1の規定にかかわらず、実施要綱第3の2ただし書の事業に要する経費については、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

第3 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。第10の1のただし書を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、1の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額

をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

第5 地方農政局長等は、第3の1の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に交付金交付決定の通知を行うものとする。

第6 都道府県知事は、適正化法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 都道府県知事は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとするときは、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方農政局長等は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく交付金事業の遂行状況報告は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、1に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業の遂行状況報告

を求めることができる。

第11 都道府県知事は、交付金事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第4号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、1の実績報告書を提出するに当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第12 地方農政局長等は、第11の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 地方農政局長等は、第9の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第14 都道府県知事は、交付金対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 第14の2の規定は、3の承認をする場合において準用する。

第16 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、1の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事は、取得財産等においては、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第17 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第7号による交付金調書を作成し

ておかなければならない。

第18 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の他の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第2、第8関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産業 強化対策整備交 付金 農畜産物輸出拡 大施設整備事業	1 事業費 (1) 農畜産物の輸出拡大に向けた 産地基幹施設の整備 実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費 2 農畜産物の 輸出拡大に向 けた卸売市場 施設等の整備	定額 (事業費の1/2以内) 定額 (事業費の4/10、 1/3以内) 定額 (事業費の1/2以内)	卸売市場法第72条 第1項に基づく法律 補助として交付決定 された額とそれ以外 の相互間における流 用	1 事業の新設又は 廃止 2 事業実施主体の 変更

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿、

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第3の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

} 注）様式は次のとおりとする。

1 整備事業

（1）農業・食品産業強化対策整備交付金 ----- 様式A

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分			備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他
農畜産物の輸出拡大に向けた 産地基幹施設の整備		円	円	円	円	円
	法律補助					
	予算補助					
合 計		事業費				
		附属事務費				
		計				

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備を目的とする取組にあつては、成果目標の達成の期に於いては、交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記のIVの2の(1)のイの「施設の整備経費」に定める整備経費、必要経費及びその算定根拠並びに整備経費が必要経費を超える場合の合理的な理由に都道府県事業実施計画から変更がある場合は「備考」欄に記入すること。なお、必要に応じて、別業にて提出して構わない。
 3 「農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備」のうち「法律補助」欄には、中央卸売市場施設整備の取組について記入し、「予算補助」欄には、法律補助以外のメニューについて記入する。
 4 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」うち国費〇〇〇〇円、うち国費〇〇〇〇円を記入すること。同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円」うち国費〇〇〇〇円）を記入すること。同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資受取当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容			
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数
		〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年
		〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 1 「事業内容」欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の該当ことに金額を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分			備 考
			交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 村 町 費 (C) (D)	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 事業費 ア 附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

IV 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

注) 「事業完了予定 (又は完了) 年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが行った年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 収支予算 (又は精算)
1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 他	円	円	円	円	
2 所 得 金 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
実績報告の際には次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。
なお、これらにより難しい場合は、2のみの添付も可能とする。
1 財産管理台帳の写し
2 事業実績内訳明細書 (様式別紙)

(別紙)
事業実績内訳明細書
事業種類 (農業・食品産業強化対策整備交付金)

区分	補助 根拠	交 付 先 名	施設等区分	交付率	事 業 費	負 担 区 分				備 考
						交 付 金	都道府県	市 町 村	そ の 他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

(注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。

- 2 補助根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
- 3 施設等区分欄は、実施要綱別表の施設・機械等名を記入すること。
- 4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額にかからない場合には「除税額〇〇〇〇円 うち国費〇〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第7関係）

平成〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に〕
あつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「農畜産物輸出拡大施設整備事業変更承認申請書」を「農畜産物輸出拡大施設整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する」を「農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

別記様式第3号（第10関係）

平成〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成〇年〇月〇日まで に完了したもの		平成〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」欄には、別記様式第1号の様式AのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第11関係）

平成〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書

別記様式第5号（第11関係）

番 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農畜産物輸出拡大施設整備事業）の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物輸出拡大施設整備事業について、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱11の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成
員名を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認
すること）ができる資料も併せて提出すること
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、
同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状
況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その
確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成
員名を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人
事業及び損益計算書等所得税）の確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・簡易課税制度適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度におけ
る消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、
同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

藏
名
理
鑑
庭
財

[illegible]

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第7号 (第17関係)

平成〇〇年度
農林水産省所管

交付金調書

国			地方交付金				公共団体				名称				備考
交付金 事業名	交付決定の額	補助率	歳入		収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金 相当額	予算 現額	うち交付金 相当額	支出 済額	うち交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち交付金 相当額	
			科目	予算 現額											
農畜産物輸 出拡大施設 整備事業	円			円	円		円		円		円		円	円	
事業費															
附帯 事務費															
その他															

記載要領

- 1 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。